

## (IC6) 吉田賞選考委員会規則

平成10年4月2日	改 正	平成19年9月7日	一部改正
平成12年3月3日	一部改正	平成20年9月5日	〃
平成12年8月29日	〃	平成21年9月11日	〃
平成13年8月31日	〃	平成22年9月17日	〃
平成15年4月2日	〃	平成23年9月16日	〃
平成15年9月3日	〃	平成23年11月18日	〃
平成16年8月31日	〃	平成24年5月11日	〃
平成17年8月29日	〃	平成30年5月11日	〃
平成18年4月21日	〃		

### (目的)

**第1条** この規則は、土木学会表彰規程 第14条(3)に規定する吉田賞選考委員会（以下「選考委員会」という）の円滑な運営を行うことを目的とする。

### (活動)

**第2条** 選考委員会は、表彰委員会の諮問に基づき、吉田賞候補の選考を行うほか、吉田研究奨励賞の決定および国際研究集会等への参加援助の被授与者の決定、その他選考委員会が必要と認められた事業の決定を行い、表彰委員会に上申する。

### (活動の原資)

**第3条** この活動の原資は、吉田徳次郎博士記念基金規程に定める基金会計 吉田徳次郎博士記念基金（以下「基金」という。）の果実をもって充てる。

### (構成)

**第4条** 組織構成は、選考委員会、選考委員会の業務を補佐する幹事会および吉田研究奨励賞小委員会とする。また、選考委員会は、必要に応じて小委員会および部会を設置することができる。

2 選考委員会の構成員は、委員長1名、副委員長1名、幹事長1名、委員20名以内および幹事若干名とする。

3 幹事会の構成員は、委員長、副委員長、幹事長および幹事とする。

4 役職者の業務は次のとおりとする。

(1) 委員長は選考委員会を代表し、選考委員会業務を総括する。

(2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたるときは、委員長の職務を代行する。

(3) 幹事長は幹事会を代表し、幹事会業務を総括する。

(4) 幹事長および幹事は、吉田賞及び吉田研究奨励賞の投票権をもたない。

(5) 小委員会には委員長を、部会には主査を置くことができる。委員の人数は必要最小限とする。

### (委員長・委員等の選出方法と任期)

**第5条** 委員長・委員等の選出方法は次のとおりとする。

(1) 委員長は、別途定める委員長選挙内規に基づき選出する。

(2) 副委員長、幹事長、委員および幹事は、委員長が選任する。

(3) 委員は中立公正な立場で選考に当たるもので、学識と経験に富む視野の広い者でなければならない。

2 委員長・委員等の任期は次のとおりとする。

(1) 委員長、副委員長、幹事長、幹事の任期は2年とする。委員長の再任は1度だけとし、副委員長、幹事長、幹事については再任を妨げない。

(2) 委員の任期は2年とし、定時総会を区切りとする。ただし、再任は妨げない。なお、途中退任の場合の後任委員の任期は、残り期間とする。

**第5条の2** 吉田研究奨励賞小委員会の委員長および委員の選出方法は次のとおりとする。

(1) 小委員会委員長は、選考委員会副委員長がこれに当たる。

(2) 小委員会委員は、小委員会委員長が選考委員会委員の中から選任する。

**2** 小委員会委員の任期は、選考委員会委員の任期と同様とする。

(吉田賞の内容)

**第6条** 吉田賞の内容は、土木学会表彰規程第8条による次の2部門よりなる。

(1) 研究業績部門

コンクリートに関する技術の進歩、発展に顕著な業績を挙げたと認められる者を対象とし、各種刊行物に発表された論文、または設計・施工・計画・考案などの報告等を参考とする。受賞候補者は個人とする。

(2) 論文部門

土木学会の刊行物に発表されたコンクリートに関する論文または報告等で、コンクリート工学の発展に大きく貢献したと認められるものを対象とする。受賞候補者は個人またはその複数とする。

(吉田賞選考対象の募集)

**第7条** 選考委員会は、吉田賞選考対象の募集についての必要事項を表彰委員会に提出する。

**2** 研究業績部門選考対象者は、個人とする。ただし、過去の研究業績部門受賞者は、再び選考対象者となることはできない。なお、共著者（共同研究者）のある場合、推薦書に必ず選考対象者の貢献について具体的に明記すること。

**3** 論文部門は、受賞年度の前年の1月1日以降2年の間に土木学会刊行物に発表された、単独の論文または報告等を対象とし、その著者を選考対象者とする。選考対象者は、個人に限るが、過去の受賞者が再び選考対象者になることは差し支えない。なお、共著者の一部を除いて選考対象者を推薦する場合、推薦者は、必ず選考対象者の貢献について具体的に明記すること。

(吉田賞選考対象の推薦)

**第8条** 研究業績部門の応募は推薦による。

(1) 推薦者は、土木学会正会員（個人、法人）および特別会員とし、自薦は認めない。

(2) 推薦者は別に定める様式による推薦書と、候補者により発表された主要な3編程度の論文または報告等を推薦書に添えて提出しなければならない。なお、これら提出物は印刷したものの1部とPDFファイルとする。

**2** 論文部門の応募は推薦または自薦による。

(1) 推薦者は、土木学会正会員（個人、法人）および特別会員とする。

(2) 推薦者は別に定める様式による推薦書と、候補者により発表された論文または報告等を推薦書に添えて提出しなければならない。なお、これら提出物は印刷したものの1部とPDFファイルとする。

(吉田賞選考対象の選考)

**第9条** 選考委員会は、推薦されたものにつき審査し、充分討議したうえで予選、決選を経て受賞候補者を選考する。予選、決選の時期、方法は、吉田賞の選考に関する申し合わせを参考にして、その都度選考委員会において決める。なお、適格者がいないときは授与しない。

**2** 選考委員会の委員が決選において選考対象者となっている場合、原則としてその委員は、決選における投票権をもたない。

(運営)

第 10 条 選考委員会は、委員長が招集して開催する。また委員長は、必要に応じて文書をもって委員の意見を徴収し、選考委員会の開催に代えることができる。

2 幹事会は、委員会および小委員会の議事に関する調査、資料作成等を行う。

3 小委員会は、吉田研究奨励賞および国際研究集会等への参加援助の候補者の選考等を行い、その結果を委員会に諮るものとする。

(表彰委員会への上申等)

第 11 条 委員長は表彰委員会に、受賞候補の選考結果、選考理由を上申する。

2 規則の変更は、理事会の審議に先立って表彰委員会に諮る。

(事務局)

第 12 条 選考委員会の担当事務局は、総務課とする。

(規則の変更)

第 13 条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則 (平成 19 年 9 月 7 日 理事会議決) この変更内規は、平成 19 年 9 月 7 日から施行する。

附則 (平成 20 年 9 月 5 日 理事会議決) この変更内規は、平成 20 年 9 月 5 日から施行する。

附則 (平成 21 年 9 月 11 日 理事会議決) この変更内規は、平成 21 年 9 月 11 日から施行する。

附則 (平成 22 年 9 月 17 日 理事会議決) この変更内規は、平成 22 年 9 月 17 日から施行する。

附則 (平成 23 年 9 月 16 日 理事会議決) この変更内規は、平成 23 年 9 月 16 日から施行する。

附則 (平成 23 年 11 月 18 日 理事会議決) 内規から規則に変更し、平成 23 年 11 月 18 日から施行する。

附則 (平成 24 年 5 月 11 日 理事会議決) この変更規則は、平成 24 年 4 月 16 日から施行する。

附則 (平成 30 年 5 月 11 日 理事会議決) この変更規則は、平成 30 年 5 月 11 日から施行する。